（別 表）

リスク（責任）分担表

項 目	責任の内容	負 担 者	
		市	指定管理者
募集手続	公募に関して市が公表した資料の誤り、変更等に関するもの	○	
	応募費用に関するもの		○
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増 ※昨今の物価（人件費、光熱水費、等）上昇を鑑み、時々の社会情勢を踏まえ、双方協議の上、年度ごとに見直しを行う。	協議事項	
	上下水道料金の単価に関する物価変動リスク	○	
	上記以外の経費に関する物価変動リスク		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営に対する市民及び施設利用者からの反対、要望への対応		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由による訴訟対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に直接影響を及ぼす法令変更	○	
	当該指定管理に関わらず指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制度の新設・変更		○
許認可	事業実施に当たり市が取得すべき許認可の遅延・失効など	○	
	事業実施に当たり指定管理者が取得すべき許認可の遅延・失効など		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理費における当該事情による増加経費負担	○	
協定内容の不履行	市による協定内容の不履行	○	
	指定管理者による協定内容の不履行		○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動など、双方の責めに帰すことのできない自然的、人為的な現象）による業務の変更・中止	協議事項	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
支払遅延	指定管理者が再委託業者等に支払う経費の支払い遅延による損害		○

	市が指定管理者に支払う経費の支払遅延による損害	○	
施設設備及び備品の維持管理・修繕	管理者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品、資料等の滅失、損傷に関する現状復旧又は賠償		○
	上記以外の場合で補修に係る費用が１件当たり 30 万円を超えない場合（不可抗力、経年劣化、損耗等による場合も同様とする）		○
	上記以外の場合で補修に係る費用が１件当たり 30 万円を超える場合	○	
	第三者の事由による指定管理者の設備、備品等が損傷		○
第三者への損害	市の責任に帰すべき事由による事故により第三者に与えた損害	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害		○
	上記以外の場合	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による施設・設備による事故や火災等による臨時休館等に伴うリスク		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項	
	セキュリティ：警備不備による情報漏えい、犯罪発生　等		○
再委託管理責任	指定管理者が締結する契約相手方の管理等		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
事業終了手続	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定を取り消した場合の撤収及び引継ぎに関する費用		○

※本表に定める事項で疑義がある場合又は、本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議のうえ決定する。